主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人北川省三の上告趣意について。

所論は、原判決の憲法違反を主張するのであるけれども、その実質はすべて、原 判決の刑事訴訟法に関する違反を主張するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由 に該当しないものというべきである。(本件について、さきに当裁判所第三小法廷 のした昭和二四年新(つ)第五号、同年九月七日決定参照)また、記録を精査して も、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よって、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官一致の意見を以て、主文のとおり決定する。

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
ÞΓ	Л	Ħ	蔝	裁判官